

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設八乙女荘

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設内での医療について、以下のような要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について、対象となる入所者の状態は次のとおりです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ・蜂窩織炎

上記疾患で、治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置などが行われた場合に算定します。

算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載し、請求に際しては、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

【 令和 5年度 状況一覧 】

診断名 / 月		令和 5年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7
	検査内容	喀痰検査、血液検査												
	治療内容	抗生剤投与												
尿路感染症	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7
	検査内容	尿検査、血液検査												
	治療内容	抗生剤投与												
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	検査内容													
	治療内容													
蜂窩織炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	検査内容													
	治療内容													